



大学共同利用機関法人

人間文化研究機構



知的財産セミナー

テーマ

「知的財産基本法と人間文化研究機構の責務」

知的財産基本法第七条において「大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。」と規定されていることから、今後人間文化研究機構として知的財産の創造、保護及び活用をどのように推進して行くべきかを議論していきたいと思えます。

日程

平成29年2月20日(月)
15時00分～17時00分

会場

国立民族学博物館 第5セミナー室
(大阪府吹田市千里万博公園10-1)

講師

公益社団法人知財登録協会
理事長 玉井 誠一郎 氏

大阪大学工学部、同大学院工学研究科修士課程修了
大手電器メーカーにて知財経営の推進を行い多大の成果を上げ経営に資する知財への改革を実践されてきた。
大阪大学客員教授、財団法人産業科学研究協会専務理事等を歴任し、現在一般社団法人生産技術振興協会顧問等
著書

「知財戦略経営概論」日刊工業新聞社

「知財インテリジェンス」阪大出版会ほか多数

